契約変更理由書

神戸市

工　　事　　名	港島５丁目地区他汚水管移設工事（その１）

＜契約変更後の工事概要＞

・小口径推進工　K12φ250㎜　L=180.80m
・管きょ工（開削・布設替）　K13φ250㎜　L=169.60m
・既設管廃止工　K3φ250㎜　L=118.08m
・マンホール工　　１式
・取付管およびます工　　１式
・付帯工　　１式

＜設計変更の理由＞

本工事は、中央区港島５丁目地区他において汚水管を移設および改築するものであり、下記の理由により変更が生じる。

①推進工の増工

推進工事の対象区間において、当初想定していた以上の大きさである礫径が出てきたことから、推進工法を変更する必要が生じたことに伴い、推進工が増工となる。

②管きょ工（開削・撤去）の廃工

臨港道路管理者との協議の結果、当初撤去予定であった路線について廃止管の残置が認められたため、管きょ工（開削・撤去）が廃工となる。

③既設管廃止工の増工

上記理由により、残置の為のマンホール上部撤去工と、廃止管への充填工が増工となる。

④取付管およびます工の増工

地元協議により、取付管が開削工法での施工が困難となったことから、非開削工法へと変更したことに伴い、増工となる。

⑤交通管理工の増工

警察協議の結果、交通誘導警備員が当初の想定より増加したことに伴い、増工となる。

⑥その他、事前調査及び数量精査の結果による。